

【表紙】

【発行登録番号】	8 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月15日
【会社名】	株式会社大和証券グループ本社
【英訳名】	Daiwa Securities Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 荻野 明彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
【電話番号】	03(5555)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 関山 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
【電話番号】	03(5555)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 関山 亮
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2026年 7 月23日)から 2 年を経過する日(2028年 7 月22日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 500,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「永久劣後債」があります。

以下に記載するもの以外については、個別社債を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

未定

2 【新規発行社債（永久劣後債）】

銘柄	株式会社大和証券グループ本社 任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	金 1 億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1．利息の計算期間 （未定） (1) 本項（未定）に従い個別社債の利息を計算する場合において、直前の支払期日後その次の支払期日までの期間に元金回復日（別記（注）6「元金回復特約」第(1)号に定義する。）が到来した場合（ただし、当該元金回復日後当該その次の支払期日までの期間に損失吸収事由（別記（注）5「債務免除特約」第(1)号 に定義する。）が生じ、かつ、当該その次の支払期日における免除後元金額（別記「償還の方法」欄第 2 項第(2)号に定義する。）が、当該元金回復日の直前における免除後元金額を下回る場合を除く。）には、当該期間のうち直前の支払期日の翌日から当該元金回復日までの期間については、当該元金回復日の直前における免除後元金額を本項（未定）における各個別社債の金額とみなし、また、当該期間のうち当該元金回復日の翌日から次の支払期日までの期間については、次の支払期日における免除後元金額を、本項（未定）における各個別社債の金額とみなし、本項（未定）に従い各々の期間につき計算して得られる金額の合計額を、当該次の支払期日に支払うべき個別社債の利息とする。 (2) 本項（未定）の規定にかかわらず、各個別社債の免除後元金額が 1 円となりこれが継続している間、償還がなされる日（以下「償還期日」という。）後、および当社につき清算事由（別記「償還の方法」欄第 2 項第(4)号に定義する。）が生じた日以降これが継続している間は、個別社債には利息をつけない。

(3) 任意利払停止

本項(未定)の規定にかかわらず、当社は、個別社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各個別社債につき、当該支払期日に支払うべき個別社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。当社は、本号にもとづき支払期日において各個別社債につき個別社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合(ただし、法令または法令にもとづく金融庁その他の監督当局による命令その他の処分にもとづく場合を除く。)には、()その直前の配当の基準日に係る普通株式およびその他の株式(配当最優先株式(下記に定義する。))を含む。)に対する金銭の配当を行う旨の取締役会の決議またはかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出を行わないものとし、かつ、()当該支払期日に支払うべき個別社債の利息のうち支払を行わない部分として当社が決定した割合と少なくとも同じ割合を、当該支払期日と同一の日に支払うべき負債性その他Tier 1 資本調達手段(下記に定義する。)の配当または利息のうち支払を行わない部分として当社が決定する割合とするものとする。この場合において、当該日が当該負債性その他Tier 1 資本調達手段の要項における銀行営業日に該当しないことから、当該要項に従い当該負債性その他Tier 1 資本調達手段の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされ、これにより当該日が当該支払期日と異なることとなる場合であっても、当該負債性その他Tier 1 資本調達手段の配当または利息は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。

「配当最優先株式」とは、当社の優先株式で配当の順位が最も優先するものをいう。

「負債性その他Tier 1 資本調達手段」とは、自己資本比率規制(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定義する。)上、当社のその他Tier 1 資本に係る基礎項目として扱われる当社が直接発行する資本調達手段のうち、負債として扱われるもの(個別社債を除く。)をいう。

(4) 利払可能額制限

本項(未定)の規定にかかわらず、当社が各支払期日に各個別社債につき支払うべき個別社債の利息の金額は、利払可能額(下記に定義する。)を限度とするものとし(かかる制限を、以下「利払可能額制限」という。)、当社は、各個別社債につき、当該支払期日に支払うべき個別社債の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、個別社債の利息の支払を行わない。

「利払可能額」とは、ある支払期日について、当該支払期日に係る調整後分配可能額(下記に定義する。)を、()当該支払期日に各個別社債につき支払うべき各個別社債の利息の額および()当該支払期日に支払うべき各同順位証券(下記に定義する。)の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、上記()に係る按分額をいう(ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)。この場合において、当該支払期日が個別社債の社債要項または当該同順位証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、個別社債の社債要項または当該要項に従い個別社債または当該同順位証券の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされ、これにより当該日が当該支払期日と異なることとなる場合であっても、個別社債または当該同順位証券の配当または利息は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。また、当社は、配当または利息の支払が外貨建てで行われる同順位証券については、当社が適当と認める方法により、それらの配当および利息の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の同順位証券の配当および利息の額を用いて、利払可能額を算出する。

	「調整後分配可能額」とは、ある日において、会社法にもとづき算出される当該日における当社の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた個別社債、同順位証券および劣後証券（下記に定義する。）の配当および利息の総額を控除して得られる額をいう。この場合において、個別社債または当該同順位証券もしくは劣後証券の配当または利息の支払が行われる日が、個別社債の社債要項または当該同順位証券もしくは劣後証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、個別社債の社債要項または当該要項に従い個別社債または当該同順位証券もしくは劣後証券の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされる場合であっても、個別社債または当該同順位証券もしくは劣後証券の配当または利息は、当該調整前の日に支払われるものとみなす。また、当社は、配当または利息の支払が外貨建てで行われる同順位証券および劣後証券については、当社が適当と認める方法により、それらの配当および利息の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の同順位証券および劣後証券の配当および利息の額を用いて、調整後分配可能額を算出する。 「同順位証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第(3)号および第(4)号と実質的に同じ条件を付されたもの（ただし、個別社債を除く。）をいう。 「劣後証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第(3)号または第(4)号のいずれかの点において個別社債に実質的に劣後する条件を付されたものをいう。 (5) 本項第(3)号または第(4)号にもとづき支払期日に支払われなかった個別社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当社の個別社債にもとづく当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。 (6) 当社は、本項第(3)号または第(4)号にもとづき支払期日に支払うべき個別社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、本項第(3)号の場合については当社が支払を行わないこととした個別社債の利息の金額、本項第(4)号の場合については利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該支払期日ならびに当社が本項第(3)号または第(4)号に従い当該支払期日において個別社債の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、当該支払期日の10銀行営業日前までに、別記（注）8「社債権者に通知する場合の公告」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、当該支払期日の10銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、その後すみやかにこれを行う。 (7) 個別社債の社債要項に反する支払 本項にもとづき支払期日に支払を行わないものとされた個別社債の利息の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した利息を直ちに当社に対して返還するものとする。 (8) 相殺禁止 本項にもとづき支払期日に支払を行わないものとされた個別社債にもとづく利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。 (9) 個別社債の利息の支払については、本項のほか、別記（注）5「債務免除特約」に定める債務免除特約、別記（注）6「元金回復特約」に定める元金回復特約および別記（注）7「劣後特約」に定める劣後特約に従う。 2. 利息の支払場所 別記「（注）12. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	定めない。ただし、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い、個別社債の全部を償還する。

償還の方法	1. 償還金額 未定(ただし、本欄第2項の規定に従う。) 2. 償還の方法および期限 (1) 個別社債の元金は、(未定)に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する個別社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還することができる。ただし、償還期日において、別記(注)5「債務免除特約」第(1)号にもとづき各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合(別記(注)6「元金回復特約」にもとづき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)には、本号にもとづく償還を行うことはできない。 (2) 当社は、払込期日以降、税務事由(下記に定義する。)または資本事由(下記に定義する。)が発生し、かつ継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する個別社債の全部(一部は不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円(ただし、償還期日において、別記(注)5「債務免除特約」第(1)号にもとづき各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合(別記(注)6「元金回復特約」にもとづき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)には、各個別社債につき金1億円から当該免除され、かつ、当該免除の効力が消滅していない支払義務に係る金額を控除して得られる金額(以下「免除後元金額」という。)。本項第(4)号において同じ。)の割合で償還することができる。 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、個別社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。 「資本事由」とは、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、個別社債の全部または一部の額が、その時点において効力を有する当社に適用のある自己資本比率規制に関連する法律、政令、省令、規則、告示、監督指針およびその他金融庁その他の監督当局が公表する文書(以下「自己資本比率規制」という。)上の自己資本比率基準にもとづき当社のその他Tier 1資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合をいう。 (3) 本項第(1)号または第(2)号にもとづき個別社債を償還しようとする場合、当社は償還期日より前の25日以上60日以内に必要事項を別記(注)8「社債権者に通知する場合の公告」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。 (4) 当社は、清算事由(下記に定義する。)が発生し、かつ継続している場合、別記(注)7「劣後特約」に定める劣後特約の規定に従い、個別社債の全部を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還する。 「清算事由」とは、当社について清算手続(会社法にもとづく特別清算手続を除く。)が開始された場合をいう。 (5) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (6) 個別社債の買入消却は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえでこれを行うことができる。 (7) 個別社債の償還については、本項のほか、別記「利息支払の方法」欄の規定、別記(注)5「債務免除特約」に定める債務免除特約、別記(注)6「元金回復特約」に定める元金回復特約および別記(注)7「劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)12. 元利金の支払」記載のとおり。
-------	--

募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	個別社債には担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	個別社債には財務上の特約は付されていない。
財務上の特約(その他の条項)	個別社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

個別社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定にもとづき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき社債券を発行することができない。

2. 社債管理者の不設置

個別社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、個別社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

3. 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

未定

4. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 個別社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 個別社債の社債権者集会は、会社法第739条にもとづく決議を行うことはできず、個別社債が同条にもとづく期限の利益を喪失せしめられることはない。

5. 債務免除特約

(1) 当社について損失吸収事由（本号 に定義する。）、実質破綻事由（本号 に定義する。）または倒産手続開始事由（本号 に定義する。）（以下「債務免除事由」と総称する。）が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項および別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当社は、個別社債にもとづく元利金の全部または一部の支払義務を免除される。

損失吸収事由の場合

当社について損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じた時点から債務免除日（下記に定義する。）までの期間中、各個別社債の元金の額（当該損失吸収事由が生じた時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において、本号 にもとづき免除されている支払義務に係る金額（本（注）6にもとづき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。）を除く。以下本号 において同じ。）のうち所要損失吸収額（下記に定義する。）に相当する金額および各個別社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各個別社債にもとづく元利金（ただし、損失吸収事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号 において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、各個別社債にもとづく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は、各個別社債の元金の額のうち所要損失吸収額に相当する金額および各個別社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各個別社債にもとづく元利金の支払義務を免除される。なお、損失吸収事由が生じた時点において各個別社債の元金の額が1円となっている場合を除き、損失吸収事由が生じる毎に、本号 にもとづき各個別社債にもとづく元利金の支払義務は免除される。

「損失吸収事由」とは、当社が、以下の()から()までのいずれかの方法により報告または公表した連結普通株式等Tier 1 比率（下記に定義する。）が5.125パーセントを下回った場合をいう。ただし、当社が以下の()から()までの方法により報告または公表した連結普通株式等Tier 1 比率が5.125パーセントを下回った場合であって、当該報告または公表までに、当社が、金融庁その他の監督当局に対し、本号 に従って個別社債にもとづく元利金の支払義務の免除が行われなくても当社の連結普通株式等Tier 1 比率が5.125パーセントを上回ることで見込まれる計画を提出し、当該計画につき金融庁その他の監督当局の承認を得られている場合には、損失吸収事由は生じなかったものとみなす。損失吸収事由が生じなかったものとみなされる場合、当社は、損失吸収事由は生じない旨を、当社が連結普通株式等Tier 1 比率を報告または公表する日以降すみやかに、本（注）8 に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。

- () 当社が金融庁その他の監督当局に提出する決算状況表または中間決算状況表による報告
- () 当社が金融商品取引法にもとづき金融庁その他の監督当局に提出する事業報告書による報告
- () 法令または金融商品取引所の規則にもとづき当社により行われる公表
- () 金融庁その他の監督当局の検査結果等を踏まえた当社と監査法人等との協議の後、当社から金融庁その他の監督当局に対して行われる報告

「所要損失吸収額」とは、各個別社債の元金の額および各損失吸収証券（下記に定義する。）の元金（当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において、免除等（下記に定義する。）がなされている支払義務に係る金額（当該免除等につき元金回復（下記に定義する。）がなされた支払義務に係る金額を除く。）、または普通株転換（下記に定義する。）がなされた各損失吸収証券の元金の額を除く。以下本号 において同じ。）の全部または一部の免除等または普通株転換により、当社の連結普通株式等Tier 1 比率が5.125パーセントを上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額（以下「総所要損失吸収額」という。）（ただし、損失吸収事由が生じた場合に、本号 と実質的に同一の条件が付されていた場合に免除等または普通株転換がなされる各損失吸収証券の元金の額を超える元金の額について免除等または普通株転換がなされる損失吸収証券がある場合には、総所要損失吸収額から当該免除等または普通株転換がなされる各損失吸収証券の元金の額の合計額を控除して得られる額（0円を下回る場合には、0円とする。））を、各個別社債の元金の額および各損失吸収証券の元金の額で按分して算出される額のうち、各個別社債に係る按分額（ただし、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。）をいう。ただし、当該按分額が、各個別社債の元金の額以上の額である場合は、各個別社債の元金の額を1円とするために必要な額とする。この場合において、当社は、元金が外貨建ての各損失吸収証券については、当社が適当と認める方法により、各損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の各損失吸収証券の元金の額を用いて、所要損失吸収額を算出する。

「連結普通株式等Tier 1 比率」とは、自己資本比率規制上の自己資本比率基準にもとづき計算される連結普通株式等Tier 1 比率をいう。

「損失吸収証券」とは、負債性その他Tier 1 資本調達手段、および当社の自己資本比率規制上の自己資本比率基準におけるその他Tier 1 資本調達手段のうち、損失吸収事由が生じた場合に免除等または普通株転換がなされるもの（個別社債および負債性その他Tier 1 資本調達手段を除く。）をいう。

本号 において「債務免除日」とは、損失吸収事由が生じた日後20銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する日をいう。

「免除等」とは、元本の金額の支払義務の免除その他の方法による元金の削減をいう。

「元金回復」とは、免除等の効力の消滅その他の方法による元金の回復をいう。

「普通株転換」とは、普通株式を対価とする取得その他の方法による普通株式への転換をいう。

実質破綻事由の場合

当社について実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日（下記に定義する。）までの期間中、個別社債にもとづく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号 において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、個別社債にもとづく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は個別社債にもとづく元利金の支払義務を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が当社について、預金保険法第126条の2 第1 項第2 号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。

本号 において「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する日をいう。

倒産手続開始事由の場合

当社について倒産手続開始事由が生じた場合、倒産手続開始事由が生じた時点において、当社は個別社債にもとづく元利金（ただし、倒産手続開始事由が生じた時点より前に弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除される。

「倒産手続開始事由」とは、当社について破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合をいう。

- (2) 債務免除事由が生じた場合、当社はその旨（本（注）5 第(1)号 の場合においては、所要損失吸収額および当該 に定める債務免除日後の免除後元金額を含む。）、債務免除日（本（注）5 第(1)号 またはの場合においては、当該 または に定める債務免除日をいい、同号 の場合においては、倒産手続開始事由が生じた日をいう。以下本号において同じ。）および当社が本（注）5 にもとづき個別社債にもとづく元利金（ただし、債務免除事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本（注）5 において同じ。）の全部または一部の支払義務を免除されることを、本（注）5 第(1)号 または の場合においては当該債務免除日の前日までに、本（注）5 第(1)号 の場合においては当該債務免除日以降すみ

やかに、本(注)8に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、本(注)5第(1)号 または の場合において、社債権者に当該債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、当該債務免除日以降直ちにこれを行う。

(3) 債務免除特約に反する支払の禁止

債務免除事由が生じた後、個別社債にもとづく元利金(損失吸収事由が生じた場合においては、本(注)5第(1)号 にもとづき免除された支払義務に係る個別社債にもとづく元利金部分に限る。)の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に対して返還する。

(4) 相殺禁止

債務免除事由が生じた場合、個別社債にもとづく元利金(損失吸収事由が生じた場合においては、本(注)5第(1)号 にもとづき免除された支払義務に係る個別社債にもとづく元利金部分に限る。)の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

6. 元金回復特約

- (1) 損失吸収事由の発生により本(注)5第(1)号 にもとづき個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合(本(注)6にもとづき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)において、元金回復事由(下記に定義する。)が生じた場合、自己資本比率規制に従い、当該元金回復事由が生じた日において本(注)5第(1)号 にもとづき支払義務を免除されている各個別社債の元金の額(当該元金回復事由が生じた日において、本(注)6にもとづき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。以下本号において同じ。)のうち、元金回復額(下記に定義する。)に相当する金額について、元金回復日(下記に定義する。)に、各個別社債にもとづく元金の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。なお、元金回復事由が生じる毎に、本(注)6にもとづき各個別社債にもとづく元金の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

「元金回復事由」とは、当社が、自己資本比率規制に従い、個別社債および元金回復型損失吸収証券(下記に定義する。)について本(注)6またはその条件に従い、元金回復がなされた直後においても十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、本(注)6にもとづき各個別社債にもとづく元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

「元金回復額」とは、当社が、支払義務につき元金回復がなされる個別社債および元金回復型損失吸収証券の元金の合計額として、金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額を、元金回復事由が生じた日において、()本(注)5第(1)号 にもとづき支払義務を免除された各個別社債の元金の額、および()各元金回復型損失吸収証券の条件に従い免除等された当該各元金回復型損失吸収証券の元金の額(当該元金回復事由が生じた日において、当該元金回復型損失吸収証券の条件に従い元金回復がなされている支払義務に係る金額を除く。以下本号において同じ。)で按分して算出される額のうち、各個別社債に係る按分額(ただし、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。この場合において、当社は、元金が外貨建ての各元金回復型損失吸収証券については、当社が適当と認める方法により、免除等された各元金回復型損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の免除等された各元金回復型損失吸収証券の元金の額を用いて、元金回復額を算出する。

「元金回復日」とは、元金回復事由が生じた日後20銀行営業日を超えない範囲で、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する日をいう。

「元金回復型損失吸収証券」とは、損失吸収証券のうち、元金の回復に関して本(注)6と実質的に同じ条件を付されたものをいう。

本(注)6第(1)号の規定にかかわらず、償還期日後および実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた後は、元金回復事由は生じないものとする。

- (2) 元金回復事由が生じた場合、当社はその旨、元金回復額、元金回復日、元金回復日後の免除後元金額、および本(注)6にもとづき個別社債にもとづく元金の一部の支払義務の免除の効力がその全部または一部について将来に向かって失われることを、当該元金回復日の前日までに本(注)8に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。

7. 劣後特約

- (1) 当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合、個別社債にもとづく元利金(ただし、清算事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。)の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、個別社債にもとづく元利金の支払は、清算時支払可能額(下記に定義する。)を限度として行われるものとする。ただし、当該個別社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就するまでに本(注)5に定める債務免除事由が生じた場合には、同項の規定に従う。

(停止条件)

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前まで

に弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権() 個別社債にもとづく債権および() 個別社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権またはこれに劣後する条件の債権を除くすべての債権(期限付劣後債務に係る債権を含む。)をいう。以下同じ。)が、その債権額につき全額の弁済その他の方法で満足を受けたこと。

「清算時支払可能額」とは、() 個別社債にもとづく債権および() 個別社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件を付された債権を、当社の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの(以下「残余財産分配最優先株式」という。)とみなし、個別社債にもとづく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件を付された債権を、当社の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなした場合に、個別社債につき支払がなされるであろう金額をいう。

(2) 優先債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても優先債権者(下記に定義する。)に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「優先債権者」とは、当社に対し、優先債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

個別社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本(注)7第(1)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について清算事由が発生し、かつ継続している場合には、本(注)7第(1)号に規定されている条件が成就しない限りは、個別社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 当社の清算手続における個別社債にもとづく債務の支払は、個別社債にもとづく当社の債務を含む当社のすべての債務を弁済した後でなければ残余財産を当社の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

8. 社債権者に通知する場合の公告

個別社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。なお、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 社債要項の変更

(1) 個別社債の社債要項に定める事項(ただし、本(注)7第(2)号の規定に反しない範囲で、本(注)3を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 前号の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

11. 社債権者集会

(1) 個別社債および個別社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を開く旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(本(注)5第(1)号にもとづき各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合(本(注)6にもとづき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。))には、個別社債に係る免除後元金額の総額を個別社債の総額とする。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項本文に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 元利金の支払

個別社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

3 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

社債償還資金、借入金返済資金、運転資金及び連結子会社を含む投融資資金に充当する予定であります。なお、連結子会社はその資金を社債償還資金、投融資資金、トレーディング資産の取得資金に充当する予定であります。

【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

社債償還資金、借入金返済資金、運転資金及び連結子会社を含む投融資資金に充当する予定であります。なお、連結子会社はその資金を社債償還資金、投融資資金、トレーディング資産の取得資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

個別社債への投資にあたり留意すべき事項

「第一部 証券情報 第1 募集要項 社債管理者を設置しない場合 2 新規発行社債（永久劣後債）」の個別社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスクおよび留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、個別社債の取得時、保有時および処分時における個別的な課税関係を含め、個別社債に対する投資に係るすべてのリスクおよび留意事項を網羅したものではありません。

以下に示すリスクおよび留意事項は、「第二部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書等および「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に記載された「事業等のリスク」と併せて読む必要があります。

なお、以下に示すリスクおよび留意事項に関し、個別社債の社債要項の内容の詳細については、「第一部 証券情報 第1 募集要項 社債管理者を設置しない場合 2 新規発行社債（永久劣後債）」をご参照ください。また、本「個別社債への投資にあたり留意すべき事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、「第一部 証券情報 第1 募集要項 社債管理者を設置しない場合 2 新規発行社債（永久劣後債）」中で定義された意味を有します。

(1) 元金免除に関するリスク

当社について、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた場合、以下の「ないし」に記載のとおり、当社は、個別社債にもとづく元金金の全部または一部の支払義務を免除され、その免除の対価として当社の株式その他の有価証券が交付されることはありません。したがって、これらの場合、清算手続において個別社債に実質的に劣後することとなる当社の株式につき、これらの事由の発生により損失が生じるか否かおよび

その損失の程度にかかわらず、個別社債の社債権者は、支払義務を免除された個別社債にもとづく元金について、以下のとおりその支払を受けられないこととなります。

損失吸収事由の場合について

損失吸収事由が生じた場合、当社は、債務免除日において、各個別社債の元金の額のうち所要損失吸収額に相当する金額（ただし、各個別社債の元金を1円とするために必要な額を限度とする。）および各個別社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各個別社債にもとづく元金（ただし、損失吸収事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。本 において以下同じ。）の支払義務を免除されます。また、支払義務が免除された個別社債の元金については、その免除の対価として当社の株式その他の有価証券が交付されることはありません。

なお、かかる個別社債にもとづく元金の支払義務の免除がなされた後に、元金回復事由が生じた場合、元金回復額に相当する金額について、各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅します。しかしながら、損失吸収事由の発生により個別社債にもとづく元金の支払義務の免除がなされた後に、かかる元金回復事由が生じる保証は何らなく、また、個別社債の社債権者は、当社に対してかかる元金の回復を求める権利を有しておらず、当社は元金を回復させる義務を何ら負っていません。

したがって、損失吸収事由が生じた場合、個別社債の社債権者は、その後の元金回復事由の発生により各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務の免除の効力が消滅しない限り、支払義務が免除された所要損失吸収額に相当する個別社債の元金およびこれに応じた将来の利息について、支払を受けることができず、また、当該元金に応じた経過利息については、その後の元金回復事由の発生の有無にかかわらず、その支払を受けられないことが確定します。

なお、各個別社債の免除後元金額が1円となりこれが継続している間は、個別社債には利息はつきません。

実質破綻事由の場合について

実質破綻事由が生じた場合、当社は、債務免除日において、個別社債にもとづく元金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。本 において以下同じ。）の全部の支払義務を免除されます。支払義務を免除された元金金が、その後に回復することはなく、また、その免除の対価として当社の株式その他の有価証券が交付されることもありません。したがって、この場合、個別社債の社債権者は、個別社債にもとづく元金の全部について、支払を受けられないことが確定します。

実質破綻事由の発生の有無は内閣総理大臣の判断に委ねられており、当社の意図にかかわらず発生する可能性があります。当社について特定第二号措置（預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。）の適用要件を満たす場合には、当社に対して特定第二号措置に係る特定認定および特定管理を命ずる処分が行われる可能性があります。この場合には、特定第二号措置に係る特定認定により、個別社債にもとづく元金のその時点における残額の全額について、債務免除が行われることとなり、また、当社の個別社債以外のその他Tier1資本調達手段およびTier2資本調達手段の全額についても、債務免除または普通株式への転換等が行われることとなります。

倒産手続開始事由の場合について

倒産手続開始事由が生じた場合、当社は、当該事由が生じた時点において、個別社債にもとづく元金（ただし、倒産手続開始事由が生じた時点より前に弁済期限が到来したものを除く。本 において以下同じ。）の全部の支払義務を免除されます。支払義務を免除された元金金が、その後に回復することはなく、また、その免除の対価として当社の株式その他の有価証券が交付されることもありません。したがって、この場合、個別社債の社債権者は、個別社債にもとづく元金の全部について、支払を受けられないことが確定します。

(2) 利払の停止に関するリスク

当社は、個別社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各個別社債につき、当該支払期日に支払うべき個別社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができます（かかる利息の支払停止を、以下「任意利払停止」という。）。

また、当社が各支払期日に各個別社債につき支払うべき個別社債の利息の金額は利払可能額を限度とするものとし（かかる制限を、以下「利払可能額制限」という。）、当社は、各個別社債につき、支払期日に支払うべき個別社債の利息のうち利払可能額を超える金額について、個別社債の利息の支払を行いません。そのため、一の事業年度内において当社の株式、同順位証券または劣後証券につき、その配当等の支払が行われる日に配当等がなされた後に、個別社債の支払期日が到来する場合、かかる株式、同順位証券または劣後証券に対してなされた

配当等の額が当該支払期日の分配可能額または調整後分配可能額の計算において控除される結果、株式、同順位証券または劣後証券に対しては、その配当等の支払が行われる日に配当等がなされたにもかかわらず、その後の支払期日における個別社債の利払については利払可能額制限が生じる可能性があります。さらに、配当等の支払が行われる日を個別社債の利息の支払期日と同じくする同順位証券が存在する場合、当該支払期日における利払可能額が、これらに係る配当等の総額も含めて調整後分配可能額を按分して算出される結果、個別社債の利払につき利払可能額制限が生じる可能性があります。かかる利払可能額制限が生じる場合、各個別社債につき、利払可能額を超える金額に相当する利息の支払は行われません。なお、個別社債には、個別社債の発行後、当社が株式、同順位証券または劣後証券を発行することを制約する条項は付されていません。個別社債の発行後に、当社が株式、同順位証券または劣後証券を発行する場合、これらに対してなされる配当等の額も、上記の調整後分配可能額および利払可能額の算出に含められることになり、個別社債の利息の支払に影響を及ぼす可能性があります。

個別社債につき任意利払停止や利払可能額制限が生じた場合、支払が停止された個別社債の利息は累積しません。したがって、任意利払停止または利払可能額制限により個別社債の利息の全部または一部の支払が停止された場合、支払が停止された利息がその後、個別社債の社債権者に支払われることはありません。これらの場合、個別社債はその期待されたキャッシュ・フローを生じず、個別社債の社債権者は個別社債に関して予定した利息収入の全部または一部を得られないこととなります。

任意利払停止の場合、当社は、法令または法令にもとづく金融庁その他の監督当局による命令その他の処分にもとづく場合を除き、()その直前の配当の基準日に係る株式に対する金銭の配当を行う旨の取締役会の決議またはかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出を行わず、かつ、()当該支払期日に支払うべき個別社債の利息のうち支払を行わない部分として当社が決定した割合と少なくとも同じ割合を、当該支払期日と同一の日に支払うべき負債性その他Tier 1 資本調達手段の配当または利息のうち支払を行わない部分として当社が決定する割合とします。しかし、かかる制約を除き、個別社債には、当社の株式またはその他Tier 1 資本調達手段について、その配当もしくは利息の支払または当社による取得を制約する条項は付されていません。

(3) 償還に関するリスク

当社の任意による償還について

当社は、損失吸収事由の発生により各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合（当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。）を除き、各個別社債の要項に定めるいずれかの日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する個別社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還することができます。また、当社は、払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する個別社債の全部（一部は不可）を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円（ただし、償還期日において、各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合（当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。）には、各個別社債につき金1億円から当該免除され、かつ、当該免除の効力が消滅していない支払義務に係る金額を控除して得られる金額）の割合で償還することができます。これらの償還がなされた場合、個別社債の社債権者は予定した利息収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利と同等の利回りを達成できない可能性があります。

また、損失吸収事由の発生により各個別社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、税務事由または資本事由の発生により当社が個別社債を償還する場合、当該支払義務を免除された各個別社債の元金およびこれに応じた将来の利息について、その支払を受けられないことが確定します。

永久劣後債であることについて

個別社債に償還期限の定めはなく、()当社の任意による償還がなされる場合、または()当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合に、当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権が、その債権額につき全額の弁済その他の方法で満足を受けたことを条件として償還される場合を除き、個別社債は償還されません。

当社が、当社の任意による償還を行うためには、自己資本比率規制上必要とされる条件を満たすことが必要であり、また、償還に際し、自己資本の充実に、あらかじめ金融庁長官の確認を受ける必要があります。当社が個別社債を任意に償還しようとする場合に、かかる個別社債の償還のための条件を満たしているか否かについての保証や、当社が個別社債を任意に償還するか否かについての保証は何らなく、また、個別社債の社債権者

は、当社に対して個別社債の償還を求める権利を有していません。

(4) 個別社債の劣後性に関するリスク

個別社債には劣後特約が付されており、当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合には、個別社債にもとづく元利金（ただし、清算事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払請求権の効力は、当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権が、その債権額につき全額の弁済その他の方法で満足を受けたことを条件として発生します。また、かかる場合における個別社債にもとづく元利金の支払は、個別社債にもとづく債権および個別社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件を付された債権を、当社の残余財産分配最優先株式とみなし、個別社債にもとづく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件を付された債権を、当社の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなした場合に、個別社債につき支払がなされるであろう金額を限度として行われます。したがって、当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合、個別社債の社債権者は、その投資元本の全部または一部の支払を受けられない可能性があります。

個別社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、個別社債の社債権者集会は、会社法第739条にもとづく決議を行うことはできず、個別社債が同条にもとづき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(5) 規制および規制の変更に関するリスク

パーゼルにおいては、2016年3月末から各種資本バッファに係る規制が段階的に適用され、2019年3月末から完全実施されています。また、当社グループは、金融庁により、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）として選定されており、当該各種資本バッファに係る規制の一部として、0.5%の追加的な資本水準が2016年3月末から段階的に求められており、当該規制は2019年3月末から完全実施されています。そのため、自己資本比率規制に従い算出される当社の資本バッファ比率が一定水準を下回った場合には、その水準に応じて、当社の普通株式ならびに個別社債を含む当社のその他Tier 1 資本調達手段について、配当、利息の支払、買戻し、償還等の社外流出が原則として制限されることとなります。当社に対してかかる制限が課せられた場合には、任意利払停止にかかる条項に従い個別社債の利息の支払が行われず、または個別社債の任意による償還または税務事由もしくは資本事由による償還を当社が行うことができない可能性が高まるほか、かかる規制に対応するため、任意利払停止にかかる条項に従い個別社債の利息の支払が停止される可能性があります。

また、D-SIBsのグループおよび追加的に求められる資本水準は定期的に評価の見直しが行われることから、今後、さらに高い資本水準を求められるおそれがあります。さらに、今後の自己資本比率規制やその他の規制の変更により、個別社債に関する支払についてさらなる制限が課せられ、または当社のさらなる自己資本の積上げ等が必要となり、その結果、個別社債に関する支払に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個別社債に付された信用格付に関するリスク

個別社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。個別社債に付与される信用格付は、当社の経営状況または財務状況の悪化、当社に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により格下げがなされた場合、償還前の個別社債の価格および市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 価格変動リスク

償還前の個別社債の価格は、市場金利の変動、当社の経営状況または財務状況および個別社債に付与された格付の状況等により変動する可能性があります。

(8) 個別社債の流動性に関するリスク

個別社債の発行時においてその流通市場は存在せず、またかかる市場が形成される保証はありません。したがって、個別社債の社債権者は、個別社債を売却できないか、または希望する条件では個別社債を売却できず、金利水準や当社の経営状況または財務状況および個別社債に付与される格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。

(9) 税制の変更に関するリスク

個別社債の償還金、利息に関する税制またはかかる税制に関する解釈・適用・取扱いが変更され、現在の予定を上回る源泉課税に服することとなった場合、個別社債の社債権者の予定していた元利金収入の額が減少することがあり得ますが、この場合であっても、当社は個別社債について何ら追加的支払を行う義務を負いません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第90期(自 2026年4月1日 至 2027年3月31日) 2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第91期(自 2027年4月1日 至 2028年3月31日) 2028年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第90期中(自 2026年4月1日 至 2026年9月30日) 2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第91期中(自 2027年4月1日 至 2027年9月30日) 2027年11月15日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年7月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日(2026年7月15日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店

(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。